

SHAREHOLDERS BEWARE

株主の皆様、要注意。

コーポレートガバナンス・コード報告において、
日本の大企業はサステナビリティ報告がいかに適切にできていないか

SHAREHOLDERS BEWARE

株主の皆様、要注意。

PHOTO: PAUL HILTON

コーポレートガバナンス・コード報告において、
日本の大企業はサステナビリティ報告がいかに適切にできていないか

目次:

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 3 要約 | 14 ケーススタディ:木材 |
| 4 提言 | 15 みずほフィナンシャル グループ |
| 7 評価手法 | 16 王子ホールディングス |
| 各企業の報告書の評価 | 17 住友林業 |
| 8 アスクル | 18 ケーススタディ:パーム油 |
| 9 不二製油ホールディングス | 19 三井住友フィナンシャル グループ |
| 10 ケーススタディ:紙パルプ | 20 三井住友トラスト・ホールディングス |
| 11 伊藤忠商事 | 21 結論 |
| 12 丸紅 | 22 参考文献 |
| 13 三菱 UFJ フィナンシャル・グループ | |

レインフォレスト・アクション・ネットワークについて

レインフォレスト・アクション・ネットワーク (RAN) は、環境正義と社会正義の実現にむけたより深い責任を企業が採用するよう働きかけることにより、市場や政治に関わる長期的な解決策の創出をめざす独立した非政府組織 (NGO) です。RANは森林とそこに暮らす人々及び生命を支える自然システムを守るために活動しています。

本部はカリフォルニア州サンフランシスコにあり、東京、ジャカルタ、ロンドンに事務所を置いています。

発行: 2016年6月

要約

2015年6月に導入されたコーポレートガバナンス・コード（以下、「本コード」）は、日本の上場企業の透明性とアカウンタビリティ（説明責任）の向上へ向けた大きな一歩として歓迎されました。この規範は、取締役会の独立性などのガバナンスに関する問題にいくらか良い影響をもたらしているように見えますが、これはサステナビリティとステークホルダー（利害関係者）に関する課題の報告と事業への統合についても、同様の影響を及ぼしているとは言えません。

事業の運営に関連する環境・社会・ガバナンス（ESG）情報の提供（企業のバリューチェーンを通じた提供も含む）は、株主や他のステークホルダーが企業の業績と投資可能性を評価する際の重要な考慮事項です。そのような情報を意図的に伝えなかったり、隠蔽したりすることは、企業が環境や社会に対する有害な影響と繋がっていることが投資家には伝わらず、投資家に不測の損失をもたらす可能性があります。¹ そのような影響は、企業が環境や人々に弊害をもたらすのみならず、ブランドの評判の損失、サプライヤー契約の取消し、サプライチェーンの破壊、操業の遅延、生産停止や法的措置などへ繋がる恐れがあります。

本コードの主要なサステナビリティとステークホルダーに関する規定は基本原則2に、非財務情報の報告は、基本原則3の下に定められています。日本の会社による本コードの遵守状況を調べた最近の東京証券取引所（TSE）統合報告書によると、企業の実に99%以上がこれらのサステナビリティとステークホルダーに関する規則に完全に遵守していると自ら報告しています²。しかし、実際の精査ではそれが事実でないことが明らかとなっています。

レインフォレスト・アクション・ネットワーク（Rainforest Action Network：RAN）は、そのサプライチェーン、売買部門、金融サービスを通して熱帯林減少及び関連する社会的リスクに繋がりがあることが知られている日本の大企業10社による本コードの報告書を調査しました。そして調査の結果、10社すべてが報告書上で、ステークホルダーとの協力、サステナビリティへの対応について、対応策を報告している一方で、対応策の質が様々であり、一般的に、熱帯林を危険にさらす産品と関係するESGリスクに必要な対策が取られていません。

本レポートで判明した事実は以下の通りです。

» すべての企業は、森林由来産品のサプライチェーンや金融取

引関係に関連し、高保護価値（HCV）林と高炭素蓄積林（HCS）³の破壊、地域社会との紛争などの重大なESGリスクにさらされている。

- » 本コードの報告書において、これらのESGリスクを十分に情報開示していない。
- » 常に見落とされてきたステークホルダーグループである影響を受けた地域社会を適切に配慮した企業はなく、苦情処理メカニズムを提供した企業もない。
- » 森林セクター企業である住友林業株式会社（住友林業）と王子ホールディングス株式会社（王子）の2社のみが、熱帯林リスクを持つサプライチェーンに関連するセクター別ポリシーの実施状況についての進捗について、いくらかの情報は報告している。
- » 金融機関の中で唯一三井住友トラスト・ホールディングスは、リスク管理の枠組や企業とのエンゲイジメントの一環としてESG課題を明示的に検討し、報告した。
- » 金融機関はいずれも、彼らが直面する顧客ベースのESGリスクに直面することに対処するための関連するセクター別の公表された投融資方針を持っていない。

本レポートで判明した事実から、多くの企業は本コードの下での自社のサステナビリティおよびステークホルダーに関する義務の遵守実態を体系的に誤って報告しているか、何が意味のあるサステナビリティ報告とステークホルダーのエンゲイジメントであるかについての理解が根本的に欠けているかのどちらかであることがうかがわれます。これは、コーポレートガバナンス・コード自体の落ち度ではありませんが、本コードと記載要領の曖昧さが、この誤った報告を促してしまっています。特に、検討すべきステークホルダーの範囲や、サステナビリティ課題への対処において、どのような措置が「適切」なのか、そして、どのような非財務情報が開示されるべきかが不明確です。（提言をご覧ください。）

その結果、現時点で、日本のコーポレートガバナンス・コードによって、株主や他のステークホルダーグループが、日本企業のサステナビリティ達成状況に関して十分納得することができるとは言えません。

本調査で明らかにされた欠陥を是正するためには、本コードのサステナビリティ、ステークホルダー報告義務や記載要領を強化し、明確にする必要があります。また企業は、自社及びより広範囲の事業運営に関連したサステナビリティとステークホルダー問題の深刻さを理解し、それらに対処するための取組みを早急に改善しなければなりません。

金融庁への提言：本コードの改善

基本原則2：ステークホルダーとの適切な協力

基本原則2では、「地域社会」の人々も含めた「ステークホルダーの権利と立場…を尊重する企業文化・風土の醸成…」の重要性が触れられています。

- » 尊重されるべき「権利」というものが一体どのようなものなのかをさらに言及する必要があり、また国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO条約、および先住民族の権利に関する国際連合宣言などの国際規範や協定書で触れられている権利も含める必要があると考えられます。
- » 「地域社会」の住人も含め、どのような人がステークホルダーとなるかの定義にあたっては、本コードにおいて、ステークホルダーとしての関係は、企業が行う事業活動および事業関係の全体から定義されることを明確に位置付けるべきです。また、当該企業がサプライチェーン関係や金融上のビジネス関係にある他の企業が行う活動によって悪影響を受けるステークホルダーも含むべきでしょう。
- » ステークホルダーの権利尊重を確実にするために、本コードは、企業に対して、関連する苦情・紛争・不和の解決メカニズムへのアクセスを含めステークホルダーの関与の手順を詳しく説明するよう奨励すべきでしょう。

原則2.3:社会・環境に関する問題をはじめとするサステナビリティの問題

原則2.3では、企業に対して「社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行う」ことが求められており、さらに補足原則2.3.1では、これらの事項は「積極的・能動的に取り組む」べきであるとされています。

- » 本コードでは、この「適切な対応」には一体どのような措置が含まれるのかをさらに明らかにするべきでしょう。ベストプラクティスのESG手順およびフレームワークなどに言及し、企業がグローバル報告イニシアチブ（GRI）のG4フレームワークに見られるような、自社の事業に関連するサステナビリティ問題を特定し、評価し、さらに問題の対処へ向けて行動を起こすことができるようにすることが望ましいでしょう。

- » 本コードは、多くの企業が社会的責任について活動することの価値を認識した上で、企業が社会や環境に関する問題を自己の中核的事業戦略、リスク管理、および悪影響に対する改善策に取り込むことを明確に奨励すべきでしょう。
- » 本コードは、熱帯林リスク産品を扱う事業を行っている企業にも関係があります（他にもっと多くの企業に関連がありますが）。「ESG問題に対して積極的・能動的な対策を行う」ための基盤として価値実現のためのセクター固有のESG方針およびコミットメントを企業が作り上げるよう促すようなものであるべきだと考えられます。

基本原則3：情報の開示

基本原則3では、「リスク」を含めた「非財務情報」に関して、情報を開示することを企業に求めており、このような非財務情報の提供は「上場会社の外側にいて情報の非対称性の下におかれている…ステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るもの」であることが述べられています。

- » 本コードの全体的なサステナビリティ目標および原則2.3と一貫性を持って、企業の事業運営および広範なビジネス関係での悪影響を特定し、その報告の一部としてESGリスクに関連のある情報の包括的な開示を行うよう、本コードにおいて明確に要請するべきでしょう。
- » 本コードは、このような情報の提供が行われると、企業とステークホルダーとの関係や、株主のみならず影響を受けた地域社会や市民社会グループを含む、その他のステークホルダーとのエンゲイジメントについての質と積極性がいかに改善するのかを、企業が熟考し、説明するよう要請すべきでしょう。

東京証券取引所への提言：報告の記載要領の強化

セクション I-1 コーポレートガバナンスおよびその他の基本情報に関する基本的な考え

- » 企業がどのように基本原則2、原則2.3、および基本原則3に適合しているかについて報告することを企業に義務付けて下さい。

セクション III-3 ステークホルダーの立場の尊重に関わる取組み状況

- » ステークホルダーグループとなり得る存在として、地域コミュニティと市民社会を含めて下さい。
- » ステークホルダーには企業の事業およびビジネス関係（当該企業がサプライチェーン関係や金融上の関係にある企業の活動も含む）によって影響を受ける人々が含まれることを明確にして下さい。
- » 記載要領を改善し、企業がESG情報を開示する報告書をすべて報告し、URLによる参照を付け加えることを徹底させて下さい。

セクション IV: 内部統制システムに関する問題

- » リスク管理報告の細目として、ESGリスク管理システムの詳細を追加して下さい。

その他

- » ESGリスクに関する優先事項、目標、およびアクションプランの特定、評価、決定および更新を行うために使用した枠組の考察と開示を追加して下さい。
- » 企業に対し、リスク管理の重要な要素として自社のサステナビリティ問題に関する情報を特定・開示し、またそれらに対して取締役会がどのような行動を取り、それらを積極的かつ能動的に対処するかについて報告することを義務づけて下さい。



企業への提言：森林リスク産品部門における、 エンゲイジメントとESG成果の強化

基本原則2：ステークホルダーとの適切な協力

- » サプライチェーンや金融上の関係にある企業の活動によって負の影響を受けるステークホルダーを含めステークホルダーとの関係は、企業の事業活動と関係事業の全範囲を通じて考慮されるべきです。
- » 先住民族や地域社会の慣習権と土地保有権に細心の注意を払って、FPIC（自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意）に基づいて許可または拒否する権利を含め、すべてのステークホルダーの権利を尊重し、守って下さい。
- » 強制労働・児童労働のない、自由で公正な労働慣行の遵守を明示して下さい。
- » 関連事業のための社会的影響評価を実施し、ステークホルダーとの有意義な対話を可能にするための実施事項および評価結果について十分な情報を開示して下さい。
- » 外部のステークホルダーが、サプライチェーンや金融上の関係に関するESGリスクや苦情を報告する枠組みを確立し、オープンで、透明な、協議プロセスを通じて、すべての苦情や紛争を解決することを約束して下さい。

原則2.3: 社会・環境に関する問題をはじめとするサステナビリティの問題

- » 熱帯林への悪影響の重大なリスクがある関連部門（直接事業運営、サプライチェーンや金融上の関係も含めて）の方針を作成し実施して下さい。その方針を公開し次のことを実施して下さい。
 - » セクター特有の社会・環境への負の影響を説明する。
 - » これらを防止しこれらに注意を向けさせるための最善の方法について顧客やパートナーへ期待することの概要を述べる。
 - » 規則を遵守しないサプライヤーや顧客との取引停止のための基準を設け、明確な線引き水準を設定する。
- » 事業が関連するすべての地域、国および国際法規を完全に遵守していることを確認して下さい。
- » FPIC（自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意）に基づいて許可または拒否を行う権利を含めて、先住民族や地域社会の権利を完全に尊重し、守って事業を行うことを確保して下さい。
- » 自由で公正な労働慣行に完全に適合した事業とすることを確保して下さい。
- » 高保護価値(HCV)林・高炭素蓄積(HCS)林、泥炭地の破壊や劣化に事業が関与していないことを確保して下さい。
- » 多国籍企業のためのOECDガイドラインに沿ってリスクベースのデューデリジェンスを実施して下さい。

基本原則3：情報の開示

- » 負のESGリスク要因を含むセクター特有のサステナビリティ課題について、常に特定し評価し、開示して下さい。
- » 環境・社会問題への対応策についての、独立した監視とすべてのステークホルダーとの有意義な対話を可能にするのに十分となるように、会社と顧客の情報を開示して下さい。⁴



PHOTO: PAUL HILTON

評価手法

本評価の対象となった10社は、熱帯林破壊や関連する社会的影響を引き起こす事業と直接関係し、相互関連した企業というRANの知見に基づいて選定されました。日本の大企業と最も関係ある熱帯林リスク産品は、紙パルプ、木材、パーム油です。企業が熱帯林リスクを伴う事業活動との直接的な関係を見つけ、以下の基準の1つ以上に該当すれば本調査の対象としました。

- » 熱帯林リスク産品の生産または売買に直接関与。
- » 熱帯林リスク産品の供給に直接依存。
- » 熱帯林リスク産品の生産、売買または加工を行っている顧客と直接的な金融上の関係（融資、株式引受け、株式保有の関係）。

今回調査の対象となった10社は、アスクル株式会社（アスクル）、不二製油ホールディングス（不二製油）、伊藤忠商事株式会社（伊藤忠商事）、丸紅株式会社（丸紅）、三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）、みずほフィナンシャルグループ（みずほ）、王子ホールディングス株式会社（王子）、住友林業株式会社（住友林業）、三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）、三井住友トラスト・ホールディングス（SMTH）の10社です。

私たちは、各企業のコーポレートガバナンス・コードの報告書を熱帯林リスク産品との関連性があるコード内の重要なサステナビリティとステークホルダーの規定（基本原則2、基本原則2.3、基本原則3）に照らして評価しました。一般的には、企業レポートは、東証が定めたコーポレートガバナンス報告書を作成するためのガイドラインの枠組みに従っています⁵。これらのガイドラインの下では、企業はコードの原則を実施していない場合には説明するように、そうでなければコードの選択された原則をどのように遵守したかを報告するように指示されています。当該ガイドラインは、コードの第2章のステークホルダーやサステナビリティに関連した原則に、または基本原則3の下で非財務情報を開示するための要件を、どのように実施しているかの説明を、企業に対して求めていません。しかし、ガイドラインは、企業がどのようにステークホルダーの立場を尊重しているかを説明することを企業に奨励しており、企業がサステナビリティに対処し、ステークホルダーと協力する努力を説明しているのは、この部分です。

私たちの評価では、次の点に注目しました。

1. その企業の報告書には、影響を受けるすべてのステークホルダー、特に地域のコミュニティをどのように関与させ、また尊重しているかが十分に記述されているか？
2. その企業の報告書には、企業が社会および環境に関する問題も含めたサステナビリティに関するあらゆる問題のすべてに、どのように対処しているかが十分に記載されているか？
3. その企業の報告書では、重大な非財務情報のすべてが正確、明確かつ有用な形で開示されているか？
4. その企業の事業活動またはより広範なバリューチェーンには、本コードに関する当該企業の報告書を通しては特定や報告されていないサステナビリティやステークホルダーに関する既知の悪影響があるか？

10社の各報告書の評価概要を次章に示しました。企業が、年次報告書やCSR報告書等を参照している場合、これらのレポートの内容は、コーポレートガバナンス・コード報告書の一部であると見なしました。いくつかのケースでは、私たちの評価作業によって、企業が熱帯林リスク産品との関連性のある取組みを参照しないままとなっていることが判明しました。その場合にはその情報を評価に追加し、そのことを追記しました。

パーム油、木材および紙パルプセクターのケーススタディは、サプライチェーンおよび金融上の取引関係において典型的なESGリスクがわかるように強調して示しました。

各企業の報告書の評価

アスクル 株式上場コード：2678 時価総額：2,280億円

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

物品の購入・販売
(プライベートブランドを含む)

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：
インドネシア

コーポレートガバナンス・コード報告の記述⁶

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

<p>基本原則 2: 株主以外のステークホルダーとの適切な協力</p>	<p>基本原則 2を“実施”と自己申告</p> <p>ステークホルダーの尊重を記述した規定： 》倫理・行動規範⁷</p>	<p>高リスクのサプライチェーン 》インドネシアにおけるアジア・パルプ・アンド・ペーパー社 (APP) との紙パルプの取引</p> <p>直面するESGリスク 》先住民族及び地域社会との土地をめぐる紛争 》違法操業 》CO2排出量増加を引き起こす、森林皆伐と泥炭地の土地転換に至る森林火災 》高い保護価値 (HCV) および高炭素蓄積 (HCS) 林の破壊</p> <p>(紙パルプのケーススタディ参照)</p>
<p>原則 2.3: 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題</p>	<p>基本原則 2.3を“実施”と自己申告</p> <p>サステナビリティへ取組む手段： 》取組みは、会社のウェブサイト上で開示しており、再生可能エネルギーの生産、エネルギー効率とリサイクルの推進、非営利活動への貢献を含む 》環境方針⁹ 》中長期環境目標の確立¹⁰ 》アスクル紙製品に関する調達方針¹¹ 》ISO14001 に基づく環境リスク管理ーコンプライアンス管理システムとPDCAサイクル</p>	<p>欠如している点：⁸ 》調達方針での合法または持続可能な紙製品、または人権侵害に関係のない製品を調達するための最低限の要件 》合法性やサステナビリティを検証する適切なデューデリジェンス措置 》地域社会の紛争解決に対処するための正式な手続き 》ESGリスク対処に失敗したサプライヤーとの取引停止の明確な分岐点</p>
<p>基本原則 3: 適切な情報公開と透明性</p>	<p>基本原則 3を“実施”と自己申告</p> <p>開示に関する方針及び施策： 》アスクル開示方針¹² 》インドネシアの紙パルプの調達に関するNGOの批判に基づくアスクル環境方針の遵守の評価の開示¹³</p>	<p>欠如している点： 》アスクルが取引する紙パルプの数量、トレーサビリティ、サステナビリティの基準に関する透明性 》サプライチェーンの森林リスク産品のESGリスクの開示</p>

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

売買取引

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：

インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア

コーポレートガバナンス・コード報告の記述¹⁴

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

<p>基本原則 2: 株主以外のステークホルダーとの適切な協力</p>	<p>基本原則 2 を“実施”と自己申告</p> <p>ステークホルダーの尊重を記述した規定： 》不二製油グループ憲法¹⁵ 》CSR 活動方針¹⁶</p>	<p>高リスクのサプライチェーン： 》マレーシアとインドネシアの生産者、IOI社とKLK社とのパーム油取引</p> <p>直面するESGリスク： 》違法なHCV森林の皆伐と泥炭地の土地転換 》森林に依存するコミュニティとの土地をめぐる紛争と、先住民族の権利の構造的な侵害 》児童労働、強制労働などの人権、労働権の侵害</p> <p>(パーム油ケーススタディ参照)</p> <p>2016年3月に策定された不二製油の「責任あるパーム油調達方針」¹⁷を実施するための重要な実施手順は、未だ検討中。それらは、以下を確保すべき。 》実施手順の策定についての社会的・環境的ステークホルダーグループとの協議 》十分な透明で定期的な開示の仕組み 》特定のパーム油製品と地域についての期限付きの実施計画と達成目標 》サプライヤーの活動により影響を受けるステークホルダーのための明確な紛争解決メカニズムと手続 》信頼できる独立した監視と検証のメカニズム 》適切な人員配置と資源配分 》全てのサプライヤーへの明確な実施基準を設定した不適合時の明確な実施手順</p>
<p>原則 2.3: 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題</p>	<p>原則 2.3 を“実施”と自己申告</p> <p>サステナビリティへ取組む手段： 》環境基本方針 》省エネ、水の使用・排出量の削減、廃棄物削減、資源リサイクルに関する環境目標¹⁸ 》国内全生産拠点のISO14001 認証取得 》ESG 委員会の設置¹⁹ 》生産方法、労働環境、人権、環境への優しさに注目しトレーサビリティシステム確立による原材料の持続可能な購入(パーム油、カカオ、大豆、およびシアバター) 》2017年度の目標は、責任あるパーム油の調達方針の開発が含まれている²⁰ 》持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)、世界シェアバター連合、国連グローバル・コンパクトに参加</p>	<p>欠如している点： 》パーム油供給の原産国や数量についての透明性 》パーム油サプライチェーンのESGリスクの開示</p>
<p>基本原則 3: 適切な情報公開と透明性</p>	<p>基本原則 3 を“実施”と自己申告</p> <p>開示に関する方針及び施策： 》開示方針²¹ 》サステナビリティレポートにおけるCSRの取組みについての報告</p>	

ケーススタディ：紙パルプ

2015年のインドネシアの火災シーズンは、過去10年間で最大規模の世界的な環境災害の1つに挙げられています。この火災では200万ヘクタール以上の土地と森林が燃えました。発生した濃い煙霧はインドネシア全土を超え、シンガポール、マレーシア、タイにまで達しました。²² その多くが意図的に起こされる最悪とも言える火災は、インドネシアにおいて紙パルプおよびパーム油産業の「開発」の的となってきた、排水された炭素の豊富な泥炭地地域で発生しました。²³ この火災で排出された大量のCO₂は、わずか数カ月で、日本の年間温室効果ガス排出量を超えました。²⁴ インドネシア経済が被った直接経済的コストは160億ドルを超えており、紙パルプセクターとパーム油セクターを合わせた輸出額である120億円を相殺するどころか、それ以上に達しています。^{25 26}

火災の煙霧は日本まで達することはなかったかもしれませんが、インドネシアの熱帯林破壊と関連のある木材チップ、紙パルプ製品は、アスクル、伊藤忠商事、丸紅、王子ホールディングスを含む日本の大手販売業者および生産者を經由して、定期的に日本へ輸入されています。

丸紅、住友林業、王子は、総面積で50万ヘクタール（日本の東京都の2倍以上の面積）にわたるインドネシアの産業植林事業と直接投資で結びついています。伊藤忠商事と丸紅は、インドネシアの2大パルプ・製紙会社であるAsia Pulp and Paper (APP社)²⁷ および Asia Pacific Resources International Holdings Limited (APRIL社)が製造した製品の販売に関わっており、インドネシアの熱帯林の300万ヘクタール以上をパルプにした責任があると推定されています。²⁸ アスクルは、日本におけるコピー用紙の最大手の販売業者で、その主要ブランドはAPP社から供給されています。みずほフィナンシャルグループ、MUFG、SMFG および SMTH は、インドネシア国内の林業、紙パルプ産業を投資先や供給元としている日本企業に金融サービスを提供しています。これらの企業および金融機関は、このようにインドネシア国内において高リスクな紙パルプのサプライチェーンと直接的な繋がりがあることから、次のようなESGリスクにさらされています。

環境面のリスク

- 丸紅の子会社が操業している南スマトラの管理区域内でのHCV林の土地転換と森林火災。²⁹
- 住友林業がカリマンタンで行っているプランテーション投資は、そのほとんどが泥炭地に対するもので、当該企業の開発事業権を付与された管理地の82%に及び、非持続可能な森林劣化や高い年間のCO₂排出量を引き起こす。プランテーション事業は、高炭素蓄積の天然林のかなりの面積を木材チップにするために開墾していることが文書で報告されている。³⁰
- 洪水と村人が移住を余儀なくされた原因は、王子の関連会社であるコリンティガ・フタニ社 (PT Korintiga Hutani) が、カリマンタンにおけるユーカリ植林のために土地を開墾したためである。³¹
- APPとその親会社であるシナルマス・グループ (Sinar Mas Group) には、森林伐採、絶滅危惧種の生息地の破壊、炭素の豊富な泥炭地の開発を行ってきた長い歴史がある。APPグループの開発事業権を付与された管理地が、2015年のインドネシアでの森林火災の主要な発生場所だった。³²

社会面のリスク

- スマトラに存在する丸紅のパルプ材植林地では、慣習的土地保有権³³、強制立退き、人権侵害についての社会的紛争の歴史が今も続いている。³⁴

- 住友林業は、プランテーション事業を開始する前に、適切な社会・環境影響評価や先住民との自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) の手続きを行わなかった。³⁵
- 王子ホールディングスの関連会社であるコリンティガ・フタニ社によるプランテーション開発は、地元の農家コミュニティとの紛争に発展した。³⁶
- APPグループには、社会紛争や慣習地からのコミュニティの立退きといった長い歴史がある。³⁷

ガバナンス

- スマトラ島のパルプ材植林地に与えられた丸紅の森林管理協議会 (FSC) の管理木材認証は、保護価値の高い (HCV) 森林の1割を植林地に転換したために、現在凍結されている。³⁸
- カリマンタンにおける王子の植林地への投資事業³⁹は、火災を引き起こしたとして政府による制裁を受け、2015年12月に事業ライセンスの3カ月間停止となった。⁴⁰
- 王子ラオ・プランテーション・フォレスト社 (Oji Lao Plantation Forest Ltd. =LPFL) は、複数のFSC原則を遵守していなかったことから、FSC認証は、2015年6月29日に停止となった。⁴¹
- APP社とAPRIL社はそれぞれ2007年と2013年以来、FSCと関係が絶たれている。
- APP社とAPRILグループのサプライヤーは、2015年の森林火災により、制裁措置を受けた。⁴²

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

貿易売買取引

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：

インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア

コーポレートガバナンス・コード報告の記述⁴³

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

基本原則 2:
株主以外のステークホルダーとの適切な協力

基本原則 2を“実施”と自己申告
ステークホルダーの尊重を記述した規定：
 》伊藤忠グループ企業理念&企業行動基準⁴⁴
 》伊藤忠グループ「環境方針」⁴⁵
 》社会貢献活動基本方針⁴⁶
 》CSR推進基本方針⁴⁷
 》伊藤忠商事サプライチェーンCSR行動指針⁴⁸

高リスクのサプライチェーン：

- 》マレーシア・サラワク州の伐採企業と木材取引
- 》インドネシアでのAPRIL社とAPP社との紙パルプ取引
- 》インドネシアとマレーシアのサプライヤーとのパーム油の売買取引

直面するESGリスク：

- 》先住民族や地域社会の慣習上の権利の侵害
- 》ILO条約に違反する児童労働を含む基本的人権の侵害
- 》HCV林及びHCS林の破壊
- 》違法伐採、森林皆伐、泥炭地の土地転換
- 》大気・水の汚染、気候変動
- 》汚職

原則 2.3:
社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

原則 2.3を“実施”と自己申告
サステナビリティへ取組む手段：
 》熱帯林の復元・保全活動の支援
 》CSR推進基本方針に基づく各組織や地域ブロックでの行動計画の策定と、PDCAサイクルに沿った実施⁴⁹
 》国連グローバル・コンパクト、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)への参加
 》外部の専門家を含むCSRアドバイザリー・ボードの設立

追加情報：
 》木材製品、製紙用原料及び紙製品の調達方針⁵⁰

欠如している点：

- 》合法性とサステナビリティ基準の遵守を検証する適切なデューデリジェンス措置
- 》調達規格に適合していない場合の対処の明確な手順
- 》明確なサステナビリティ指標、または森林リスク産品の仕入先の基準地域社会の紛争解決メカニズムの正式な手続き、または取引先の紛争解決の要件

(木材、パーム油、紙パルプのケーススタディを参照)

基本原則 3:
適切な情報公開と透明性

基本原則 3を“実施”と自己申告
開示に関する方針及び施策：
 》年次報告書CSR報告書、およびウェブサイトにおけるCSR活動の報告⁵¹
 》GRI G4のガイドラインに従った報告⁵²
 》IR基本方針⁵³
 》CDPへの参加

欠如している点：

- 》サプライチェーンの森林リスク産品のESGリスクの開示
- 》伊藤忠及びその関連会社により取引または生産される森林リスク産品の原産国、数量、トレーサビリティ、サステナビリティの基準についての透明性⁵⁴

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

売買取引、生産

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：

インドネシア、マレーシア

コーポレートガバナンス・コード報告の記述⁵⁵

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

基本原則 2:
株主以外のステークホル
ダーとの適切な協力

基本原則2を“実施”と自己申告
ステークホルダーの尊重を記述した
規定：
 》ステークホルダーとの対話を通じた
CSR活動における重要課題の確認⁵⁶
 》海外においては、その文化や慣習
を尊重し、現地の発展に貢献する
経営を強化します。

追加情報：
 》コンプライアンス・マニュアル⁵⁷

原則 2.3:
社会・環境問題をはじめ
とするサステナビリ
ティを巡る課題

基本原則2.3を“実施”と自己申告
サステナビリティへ取り組む手段：
 》サプライチェーンCSR基本方針、
及びサプライヤーの立入検査を含
む労働基準の不遵守に対応する手
段と手順⁵⁸
 》環境負荷の低減及び環境関連ビジネ
スの推進
 》ISO14001及び進行中の改善を
確認するためのPDCA
(plan-do-check-act)サイクルに
基づく環境マネジメントシステム
(EMS)の利用
 》ISO14001認証が無く、重大な環
境影響を及ぼす比較的风险が高
い活動をしているグループ会社で
の立入検査⁵⁹
 》国連グローバル・コンパクトへの参加

基本原則 3:
適切な情報公開と透明性

基本原則3を“実施”と自己申告
開示に関する方針及び施策
 》IR情報開示方針⁶⁰
 》丸紅行動憲章⁶¹
 》コンプライアンス・マニュアル⁶²
 》社内作業のためのESGデータを含め、年次報告書でのCSR活動
に関する報告

高リスクのサプライチェーン：

- 》サラワク州、マレーシアの伐採企業と木材貿易
- 》パルプ生産とインドネシアの生産者との取引
- 》APRIL社とAPP社との紙パルプ取引

直面するESGリスク：

- 》違法伐採
- 》HCV林及びHCS林地帯の破壊
- 》操業許可エリア内での高頻度の火災発生
- 》強制立ち退きを含めた慣習的土地保有権に係る恒常的な社会的紛争
- 》人権侵害
- 》森林管理協議会(FSC)認証の一時停止

(木材、紙パルプのケーススタディを参照)

欠如している点：

- 》セクター別の森林産品調達方針
- 》森林リスク産品のサプライヤーのための明確なサステナビリティの
指標や基準
- 》木材または紙パルプ供給の合法性を検証する適切なデューデリジェン
ス手続
- 》サプライチェーンが調達規格に適合していない場合の対処の明確な手
順、またはその基準を満たしていない森林リスク産品サプライヤーと
の取引停止の分岐点
- 》地域社会の紛争解決メカニズムの正式な手続き、または取引先の紛
争解決の要件

欠如している点：

- 》サプライチェーンの森林リスク産品のESGリスクの開示
- 》取引先または製造する森林リスク産品の原産国、数量、トレーサビリ
ティ、サステナビリティの基準に関する透明性

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

金融：融資 及び 引受業務

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：

インドネシア、マレーシア

コーポレートガバナンス・コード報告の記述⁶³

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

<p>基本原則 2: 株主以外のステークホルダーとの適切な協力</p>	<p>基本原則2を“実施”と自己申告</p> <p>ステークホルダーの尊重を記述した規定： 》 経営ビジョン⁶⁴ 》 行動規範⁶⁵</p>	<p>高リスクな金融取引関係： 》 ジャーディン・マセソン社（アストラ・アグロ・レスタリ）、IOI社、伊藤忠等のパーム油部門の生産者や商社 》 丸紅と伊藤忠を含めたインドネシアの紙パルプ生産者や商社 》 伊藤忠と丸紅など、サラワク木材の商社</p>
<p>原則 2.3: 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題</p>	<p>原則2.3を“実施”と自己申告</p> <p>サステナビリティへ取組む手段： 》 ECSR委員会およびCSR推進ユニットの設置</p> <p>追加情報： 》 CSR重要性方針⁶⁷ 》 環境ビジネスの推進⁶⁸ 》 国連グローバル・コンパクト、赤道原則、UN責任ある投資原則(PRI)への参加</p>	<p>(木材、パーム油、紙パルプのケーススタディを参照)</p> <p>欠如している点： 》 自社の関係している熱帯林リスク産品に関する公表されたセクター別のESG投融資方針 》 リスク管理の一環としてのサステナビリティへの対応方針⁶⁶ 》 企業のリスク管理体制、他の役員会レベルのアカウンタビリティの仕組みへの、サステナビリティとステークホルダーの問題の統合</p>
<p>基本原則 3: 適切な情報公開と透明性</p>	<p>基本原則3を“実施”と自己申告</p> <p>開示に関する方針及び施策： 》 IR活動の基本方針⁶⁹ 》 ディスクロージャー誌とウェブサイト⁷⁰ 》 CDPへの参加</p>	<p>欠如している点： 》 IR活動の基本方針におけるESGリスクを含む非財務情報開示の明確な要件 》 金融に関連するESGリスクの開示</p>



「市場に出回っている木材の20%以上、そして主要な生産者である熱帯林での林業活動全体の実に50～90%が、違法伐採とされています。日本は世界屈指の熱帯木材の輸入国」

ケーススタディ: 木材

木材伐採は、特に、違法伐採のリスクが高い熱帯地方で、森林破壊の主な原因となっています。国際刑事警察機構 (INTERPOL) によると、市場に出回っている木材の20%以上、そして主要な生産者である熱帯林での林業活動全体の実に50~90%が、違法伐採とされています。⁷¹

日本は世界屈指の熱帯木材の輸入国であり、その多くが合板の形で輸入されています。そして、日本の市場に出回っている輸入合板の半数を提供しているマレーシアのサラワク州ほど、違法伐採のリスクが高い場所は他にありません。伊藤忠商事、住友林業、丸紅は日本の熱帯木材の最大の購入企業群に入っており、この3社は全て、サラワク州でも最も悪名高い伐採会社のシンヤン (Shing Yang)、サムリン (Samling)、タ・アン (Ta Ann)、WTKなどから買い付けを行っています。これら伐採企業は違法かつ非持続可能な伐採に関わっていると報告されています。⁷² これらのリスクを認識し、ノルウェー年金基金 (Norwegian Pension Fund) は、サラワク州における全ての大手上場伐採企業 (すなわちサムリン、タ・アン、WTK) から資本撤退し⁷³、香港上海銀行 (HSBC) も2014年にサラワク州での商業銀行業務を終了しました。⁷⁴

この高リスクなサプライチェーンに関わっている会社の商社や資金出資者として、伊藤忠商事、住友林業、丸紅、みずほ、MUFG グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングスは、次のESGリスクにさらされています。



PHOTO: GLOBAL WITNESS

環境面のリスク

- » 東南アジアは、世界でも最高レベルの速度で熱帯原生林が消滅しており、それが重大な生物多様性の損失とCO2排出をもたらしている。
- » 日本へ向けた熱帯合板の最大のサプライヤーの1つであるシンヤンは、ボルネオの中心部にある越境保全地域で1日あたりサッカー場42面に相当する森林を皆伐していることが最近明らかとなった。⁷⁵
- » タ・アンは、スダラランド周辺の生物多様性ホットスポットにおいて、10万ヘクタール以上の熱帯林を破壊し、絶滅危惧種の重要な生息地の劣化を招いていたことが明らかとなった。⁷⁶

社会面のリスク

- » サムリン、シンヤン およびタ・アン は現在、土地に対する慣習的権利に違反したとして、先住民コミュニティからの提訴に直面している。⁷⁷
- » 先住民および現地コミュニティとの対立や彼らが移住を強いられることにより、伝統的な生活の喪失、貧困の深刻化、食料不安や社会の崩壊がもたらされている。

ガバナンス

- » 違法伐採の高いリスクがある。国連薬物犯罪事務所は、サラワク州で生産された木材の約50%は違法伐採によるものと推定している。⁷⁸
- » ノルウェー政府年金基金が調査を行ったサムリンの6カ所の管理区域で組織的に行った違法伐採を確認した。
- » 伐採およびプランテーション開発ライセンスの割り当てにおける汚職の発生率が高い。⁷⁹

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

金融：融資、引受業務、株式保有

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：

インドネシア、マレーシア

コーポレートガバナンス・コード報告の記述⁸⁰

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

<p>基本原則 2: 株主以外のステークホルダーとの適切な協力</p>	<p>基本原則2を“実施”と自己申告</p> <p>ステークホルダーの尊重を記述した規定： 》 みずほの企業理念⁸¹ 》 CSR活動への関与に関する基本方針</p>	<p>高リスクの金融取引関係： 》 ジャーディン・マセソン社（アストラ・アグロレスタリ）、サリム・グループ（Indofood）、伊藤忠など、パーム油部門の生産者と商社 》 丸紅、伊藤忠、および王子等のインドネシアの紙パルプ生産者と商社 》 伊藤忠、丸紅と住友林業などの木材生産者と商社</p> <p>（木材、パーム油、紙パルプのケーススタディを参照）</p>
<p>原則 2.3: 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題</p>	<p>基本原則2.3を“実施”と自己申告</p> <p>サステナビリティへ取組む手段： 》 グループCSRイニシアチブの方針に基づく、中長期的なCSR活動の実施⁸³ 》 グループ内事業活動とグループが提供する金融商品・サービスによる環境への影響を減らす努力 》 グループ全体でCSRを推進するためのCSR委員会の設立⁸⁴ 》 国連グローバル・コンパクト、赤道原則、UN PRI、への参加⁸⁵</p>	<p>欠如している点： 》 自社の関係している熱帯林リスク産品に関する公表されたセクター別のESG投融資方針 》 森林リスク産品に関わる企業の資金調達から生じる環境への影響を低減させる努力⁸² 》 リスク管理方針における非財務ESGリスクへの明確な言及 》 企業のリスク管理体制、他の役員会レベルのアカウントビリティの仕組みへの、サステナビリティとステークホルダーの問題の統合</p>
<p>基本原則 3: 適切な情報公開と透明性</p>	<p>基本原則3を“実施”と自己申告</p> <p>開示に関する方針及び施策： 》 開示方針⁸⁶ 》 ESG情報を含む、年次「統合報告書」⁸⁷ 》 CDPへの参加</p>	<p>欠如している点： 》 開示方針においてESGリスクなどの非財務情報開示を明確に要請すること⁸⁸ 》 金融に関連するESGリスクの開示</p>

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

生産

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：

インドネシア、ラオス

コーポレートガバナンス・コード報告の記述⁸⁹

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

基本原則 2:
株主以外のステークホル
ダーとの適切な協力

基本原則2を“実施”と自己申告
ステークホルダーの尊重を記述した
規定：
 》王子グループ企業行動規範 人権
の尊重⁹⁰
 CSR活動は、ステークホルダーとの
関係を構築することを目指す⁹¹

高リスクのサプライチェーン：
 》インドネシアのコリンドグループとのパルプ材生産
 》王子ラオス植林会社
 直面するESGリスク：
 》インドネシアでの違法な火の使用によりパルプ材生産操業の一時停止
 》地域社会と先住民族の慣習的土地保有権に対しての、適切な認識と
尊重の体系的失敗
 》ラオスにおけるFSC認証の停止

原則 2.3:
社会・環境問題をはじめ
とするサステナビリ
ティを巡る課題

原則2.3を“実施”と自己申告
サステナビリティへ取組む手段：
 》王子グループ企業行動規範 人権
の尊重⁹²
 》王子グループ環境憲章 の行動指
針⁹³
 》環境行動計画2020：排出削減、
持続可能な森林管理/紙リサイク
ルと責任ある原材料調達のための
目標が含まれる⁹⁴
 》パートナーシップ調達方針⁹⁵
 》木材原料の調達指針⁹⁶
 追加情報：
 》環境や人権を考慮するリスク管理体
制⁹⁷

(紙パルプのケーススタディを参照)
 欠如している点：
 》サプライチェーンが調達規格に準拠していない場合の対処の明確な手
順、またはその基準を満たしていない森林リスク商品サプライヤーと
の取引停止の分岐点
 》地域社会の紛争解決メカニズムの正式な手続き、または取引先の紛
争解決の要件

基本原則 3:
適切な情報公開と透明性

基本原則3を“実施”と自己申告
開示に関する方針及び施策：
 》年次報告書とウェブサイトで開示
されている森林認証エリアの情報
等のCSR活動⁹⁸
 》木材調達ガイドラインの実施状況
の開示⁹⁹

欠如している点：
 》サプライチェーンの森林リスク産品のESGリスクの開示

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

売買取引と生産

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：

インドネシア、マレーシア

コーポレートガバナンス・コード報告の記述¹⁰⁰

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

基本原則 2:
株主以外のステークホル
ダーとの適切な協力

基本原則2を“実施”と自己申告
ステークホルダーの尊重を記述した
規定：
 》「私たちが大切にしたいこと」¹⁰¹
 》事業活動実施における、すべての
ステークホルダーとの積極的なコ
ミュニケーション
住友林業は、同社の経営にステーク
ホルダーの意見を取り込んでいる。

原則 2.3:
社会・環境問題をはじめ
とするサステナビリ
ティを巡る課題

基本原則2.3を“実施”と自己申告
サステナビリティへ取組む手段：
 》環境方針¹⁰²
 》各組織でのPDCAサイクルを通じ
た環境活動の強化
 》標準的ベンチマーク基準を含む住
友林業グループ調達方針¹⁰³
 》CSR 重要課題として「サステナビ
リティと生物多様性を考慮した
木材・材料の調達の継続」があり、
グループの中期CSR経営計画にこ
の問題を統合¹⁰⁴

基本原則 3:
適切な情報公開と透明性

基本原則3を“実施”と自己申告
開示に関する方針及び施策：
 》「私たちが大切にしたいこと」¹⁰⁵
 》木材とパルプのサプライチェーン
のESGリスクへの対処を含めた、
年次CSRレポートでのCSR活動
の報告¹⁰⁶
追加情報：
 》CDPへの参加と報告書の開示

高リスクのサプライチェーン：

- 》サラワク州、マレーシアの伐採企業と木材売買取引
- 》インドネシアでのパルプ材生産

直面するESGリスク：

- 》違法伐採
- 》HCV林およびHCS林の破壊
- 》適切な社会的・環境的影響評価や先住民族の土地でのFPICが行わ
れず、泥炭地を含む土地でのパルプ材プランテーション開発の進行
- 》先住民族や地域社会の慣習上の権利の侵害

(木材、紙パルプのケーススタディを参照)

欠如している点：

- 》木材供給の合法性を検証する適切なデューデリジェンス手続
- 》基準を満たしていない森林リスク産品サプライヤーとの取引停止の分
岐点
- 》地域社会の紛争解決メカニズムの正式な手続、または取引先の紛争
解決の要件

欠如している点：

- 》木材供給の原産国、数量、に関する透明性
- 》サプライチェーンの森林リスク産品のESGリスクの着実な開示

ケーススタディ: パーム油

パーム油の需要は過去 20 年間で急速に広がり、熱帯林そのものと、熱帯林に依存するコミュニティ、パーム油農園の労働者を犠牲にしながら、今も拡大し続けています。日本の輸入量は、2000年から2014年の間に2倍以上に増えました。¹⁰⁷ 日本が輸入する商品の大部分は、世界最大のパーム油の生産国であるインドネシアとマレーシアからです。これらの国では、アストラ・アグロレスタリ (AAL、ジャーディン・マセソングループ)、インドフード (サリム・グループ)、IOI社およびクアラ・ルンプール・ケボン (KLK) 社などの世界で最も悪名高いパーム油会社の多くが事業を行っています。

多くの日本企業が東南アジアのパーム油サプライチェーンに直接関与しています。伊藤忠商事と不二製油 (その最大株主は伊藤忠商事) は、販売や自社製品製造に使用する目的でインドネシアやマレーシアのパーム油を購入しています。日本の大手金融機関であるみずほフィナンシャルグループ、MUFG、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディン

グスは、パーム油会社とその親グループ会社に金融サービスを提供しています。高リスク地域で事業を行っている会社の顧客または資金出資者として、不二製油、伊藤忠商事、みずほ、MUFG、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングスは、次のESGリスクにさらされる危険が非常に高くなっています。



環境面のリスク

- ▶ 2009年以降AALがカリマンタンの泥炭地で行っている排水・植栽活動により、推定200万トンのCO2が排出された。AALはまた、カリマンタンにある自社の操業許可地で火を使用し、中央スラウェシの原生林を伐採した。¹⁰⁸
- ▶ インドフードの子会社のロンサム社 (PT Lonsum) による東カリマンタンでの皆伐。¹⁰⁹
- ▶ 2015年後半、西カリマンタンのIOI社の子会社であるブミ・サウィット・セジャテラ社 (PT Bumi Sawit Sejahtera :BSS) が所有する保護価値の高い (HCV) 地域で火災が発生していることが検知され、これにより泥炭林および絶滅危惧種の生息地が破壊された。¹¹⁰
- ▶ 2013年と2014年には、カリマンタンにあるKLK社の農園2カ所で活発な森林伐採が起きていたことがわかった。¹¹¹

社会面のリスク

- ▶ RSPOに未加盟の世界最大のパーム油会社であるAALは、スマトラのオラン・リンバ (Orang Rimba) などのコミュニティおよび先住民族の人々と土地に関する紛争に関わっている。¹¹²
- ▶ 北および南スマトラにおけるインドフードの事業活動は、強制立退き問題を含めコミュニティとの対立に至った。¹¹³
- ▶ サラワク州のロング・テラン・カナン (Long Teran Kanan) 村の先住民族グループの慣習地は、FPICや救済策もなくIOI社が管理するプランテーションによって奪われた。¹¹⁴

- ▶ KLK社は、現地の地域社会から強い反対があるにも関わらず、パプアニューギニアの土地に対する権利主張をあきらめようとしていない。¹¹⁵
- ▶ インドフードの子会社は、非正規労働者に対して主要なプランテーション作業をさせながら、公正な賃金、健康保険や他の労働者の権利の付与を回避していることが知られている。¹¹⁶
- ▶ サラワクにあるIOI社のプランテーションは、強制労働の事例を含む人権・労働の権利に違反していることが報告されている。¹¹⁷
- ▶ 2012年から2013年にかけて、インドネシアにあるKLK社のプランテーションでは、児童労働や強制労働の実態が明るみに出た。¹¹⁸

ガバナンス

- ▶ IOI社については、森林破壊と泥炭地での排水、適切な許可書なしでの操業、そして、西カリマンタンのブミ・サウィット・セジャテラ社 (PT Bumi Sawit Sejahtera' s: BSS)、スクセス・カルヤ・サウィット社 (PT Sukses Karya Sawit)、及びベルカット・ナバティ・サウィット社 (PT Berkas Nabati Sawit) の開発事業地において火災防止に失敗していることが判明している。
- ▶ IOI社のBSSは、制裁を受けているにもかかわらず、泥炭地開発区域を違法に排水や開発を続けている。¹¹⁹

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

金融：融資、引受業務、株式保有

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：

インドネシア、マレーシア

コーポレートガバナンス・コード報告の記述¹²⁰

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

基本原則 2:
株主以外のステークホル
ダーとの適切な協力

基本原則2を“実施”と自己申告
ステークホルダーの尊重を記述した
規定：
 》 SMFGコーポレートガバナンス・
ガイドライン¹²¹
 》 行動規範

 SMBCは「ステークホルダーの立場
を尊重したCSR活動を行っている」

原則 2.3:
社会・環境問題をはじめ
とするサステナビリ
ティを巡る課題

原則2.3を“実施”と自己申告
サステナビリティへ取組む手段：
 》 「環境」、「次世代」、「コミュニティ」
を中長期優先CSR重要課題として
挙げ、これらに取り組む努力をして
いる。
 》 環境リスクの管理：クレジット方針
で、環境リスクは信用評価に織り
込まれること、銀行は環境への悪
影響を及ぼす企業や業務へ融資し
ないことを規定¹²²
 》 環境ビジネスの推進
 》 ISO14001 認定に基づく運用時の
環境への影響の低減
 》 グループCSR委員会及びグループ
CSRオフィスの設置
 》 国連グローバル・コンパクト、赤道
原則、UN PRIへの参加

基本原則 3:
適切な情報公開と透明性

基本原則3を“実施”と自己申告
開示に関する方針及び施策：
 》 CSR活動の内容は、ホームペー
ジ、CSR報告書、および開示報
告書に開示¹²³
 》 開示方針
 》 GRI G4ガイドラインに従った開
示¹²⁴

高リスクの金融取引関係：

- 》 ジャーディン・マセソン（アストラ・アグロレスタリ）、サリム・グループ（インドフード）、不二製油、および伊藤忠等、パーム油部門の生産者や商社
- 》 王子、伊藤忠、丸紅などインドネシアの紙パルプ生産者や商社
- 》 伊藤忠、丸紅と住友林業等の木材生産者や商社

（木材、パーム油、紙パルプのケーススタディを参照）

欠如している点：

- 》 自社の関係している熱帯林リスク産品に関する公表されたセクター別のESG 投融資方針
- 》 リスク管理方針における非財務ESGリスクへの明確な言及
- 》 企業のリスク管理体制、他の役員会レベルのアカウンタビリティの仕組みへの、サステナビリティとステークホルダーの問題の統合

欠如している点：

- 》 開示方針においてESGリスクなどの非財務情報開示を明確に要請すること
- 》 ESGリスクの開示

森林リスク産品：



森林リスクビジネス：

金融：融資、引受業務、株式保有

影響を受ける森林地域と

コミュニティ：

インドネシア、マレーシア

コーポレートガバナンス・コード報告の記述¹²⁵

企業のコード報告における重大な乖離に係るRANの評価

基本原則 2:
株主以外のステークホル
ダーとの適切な協力

基本原則2を“実施”と自己申告
ステークホルダーの尊重を記述した
規定：
 》三井住友トラスト・グループの社
会的責任（サステナビリティ政策に
関する基本方針）¹²⁶
 》人権方針¹²⁷
 ステークホルダーとの対話は、優先
度の高いCSR課題として認識¹²⁸

高リスクの金融取引関係：
 》パーム油商社 伊藤忠
 》王子、伊藤忠、丸紅等インドネシアの紙パルプ生産者や商社
 》伊藤忠、丸紅と住友林業等の木材生産者や商社
 (木材、パーム油、紙パルプのケーススタディを参照)

欠如している点：
 》自社の関係している熱帯林リスク産品に関する公表されたセクター別
のESG 投融資方針

原則 2.3:
社会・環境問題をはじめ
とするサステナビリ
ティを巡る課題

原則2.3を“実施”と自己申告
サステナビリティへ取組む手段：
 》CSR方針
 》CSR推進事務局によるCSR活動
の推進
 》生物多様性の保全のための「環境
方針」「気候変動緩和のための行
動指針」、「行動指針」¹²⁹
 》国連グローバル・コンパクト、赤道
原則への参加
 》リスク管理の一環としてのESGリス
ク配慮(2013年のESGリスク対応
プロジェクトチームの設置、等)¹³⁰
 》4つの自社ビルについての
ISO14001 認証取得
 》環境・社会的影響を、投融資にお
ける優先度の高いCSR課題として
配慮¹³¹

欠如している点：
 》サプライチェーンの森林リスク産品のESGリスクの開示

基本原則 3:
適切な情報公開と透明性

基本原則3を“実施”と自己申告
開示に関する方針及び施策：
 》CSRレポート、年次報告書、ウェ
ブサイトでの適切な企業情報の開
示¹³²
 》情報開示方針¹³³
 》サステナビリティ方針
 》CDPへの参加

結論

この評価で取り上げた企業のすべてが、本コードにあるサステナビリティとステークホルダーに関する原則を実施していると主張しています。このレポートに示した所見によれば、こうした主張には疑問が生じます。RANは、企業によるサステナビリティとステークホルダーに係る報告の現在の基準は、調査対象の企業に関連する深刻な森林部門リスクの大きさに比較して、一般に不十分と考えます。自社がさらされている深刻な一連のESG関連の森林セクターのリスクに対して、どの程度積極的に取り組んでいるかを決定するための十分な情報を開示している企業はありません。全ての事例において、企業は進行中の重大な環境的・社会的紛争に関連していることが判明しました。企業のサステナビリティへの主張が信用できるというのであれば、今でも、そうした紛争への解決が必要です。

サステナビリティおよびステークホルダー関連の課題に関する企業報告は、基準が改善されるまでは、以下の目的のために金融庁により積極的に監視・検証されるべきと考えます。

- » 上場企業が自社の事業運営やビジネス関係に、ESG問題をいかに組み込んでいくのかを大幅に改善するための理解と支援の加速化
- » 問題の対処へ向けた積極的かつ能動的な実施対策の策定に向けた、広範な理解とより体系的なアプローチの奨励
- » より包括的で、有意義で、正確な報告と開示の促進

熱帯林リスク産品と関係のあるビジネス関係を持つすべての会社が足並みをそろえて行動することは、これらかけがえのない脅かされた生態系を保全し、同時に主要なステークホルダーグループ、特に地域社会の権利を尊重し守っていくためには必要不可欠です。これまでのところ、これらのステークホルダーグループは、見逃されていたり、重要視されていないことがほとんどですが、実際はこの試みを成功に導く上でその協力、貢献、権限移譲が欠かせない非常に重要なパートナーなのです。



PHOTO: PAUL HILTON / RAN

参考文献

- ¹ UNEP FI (2015), Fiduciary Duty in the 21st Century, http://www.unepfi.org/fileadmin/documents/fiduciary_duty_21st_century.pdf
- ² 東京証券取引所 2016. How Listed Companies Have Addressed Japan's Corporate Governance Code (Status as of the end of December 2015), <http://www.jpx.co.jp/english/news/1020/b5b4pj000000vhs7-att/20160120-2.pdf>
- ³ High Conservation Value (HCV) forests are those with biological, ecological, social or cultural values or attributes associated with natural or traditionally managed ecosystems, which are considered outstandingly significant or critically important at the national, regional or global level. High Carbon Stock (HCS) forests are those identified through the HCS Approach as forested areas to be prioritised for protection from conversion. See: http://highcarbonstock.org/wp-content/uploads/2014/12/HCS_TK_2015_SNG_AW1.pdf
- ⁴ In July 2015 RAN published a guide to assist Japan's financial institutions in meeting their obligations under Japan's Corporate Governance Code (the Code). The guide identifies specific ESG risks that financial institutions face in providing financial services to clients with links to tropical deforestation. See: RAN (2015) 「金融セクターと日本のコーポレート・ガバナンス・コード」 www.ran.org/japan_corporate_governance
- ⁵ コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領 (2015年10月改訂版) www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008j85-att/tvdivq000000uvc4.pdf
- ⁶ アスクル株式会社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」 www2.tse.or.jp/disc/26780/100920151208464545.html
- ⁷ 「ASKUL CODE OF CONDUCT (倫理・行動規範)」、www.askul.co.jp/csr/management/compliance.html
- ⁸ 次を参照： www.jatan.org/?p=2927、www.jatan.org/?p=3124、www.jatan.org/?p=3229、「『アスクル紙製品に関する調達方針』の実施状況の調査報告」2014年7月31日、www.askul.co.jp/csr/special/pdf/140731_houkoku.pdf
- ⁹ アスクル環境方針 www.askul.co.jp/csr/environment/policy.html
- ¹⁰ 次を参照： www.askul.co.jp/csr/environment/goals.html
- ¹¹ 「アスクル紙製品に関する調達方針」 www.askul.co.jp/csr/special/paper.pdf
- ¹² 「ASKUL CODE OF CONDUCT (倫理・行動規範) III-(1)」 <http://www.askul.co.jp/csr/management/compliance.html>
- ¹³ アスクル「『アスクル紙製品に関する調達方針』の実施状況の調査報告」前掲書2014年
- ¹⁴ 不二製油グループ本社株式会社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、www2.tse.or.jp/disc/26070/100920151016417265.html
- ¹⁵ 不二製油グループ憲法、www.fujioilholdings.com/constitution/index.html
- ¹⁶ 不二製油グループCSR活動方針、www.fujioilholdings.com/approach/csr.html。「グローバルに事業を展開する企業として、グループ内にとどまらず、サプライチェーンも含めた基本的人権に配慮し、国際的な人権規範を尊重します」と述べている。
- ¹⁷ 次を参照： www.fujioilholdings.com/news/160310.html
- ¹⁸ www.fujioilholdings.com/approach/environment.html
- ¹⁹ www.fujioilholdings.com/approach/c_governance.html
- ²⁰ www.fujioilholdings.com/approach/sustainable.html。不二製油グループ「サステナビリティレポート2015」、21~24ページも参照、www.fujioilholdings.com/approach/pdf/2015.pdf
- ²¹ 不二製油グループディスクロージャーポリシー、www.fujioilholdings.com/ir/disclosure_policy.html
- ²² 'Indonesia on fire, cross-boundary public health hazards', Asia Pacific Report, 6 May 2016, <http://asiapacificreport.nz/2016/05/06/indonesia-on-fire-cross-boundary-public-health-hazards/>
- ²³ Greenpeace, 2015. Indonesia Under Fire: Indonesia's fire crisis is a test of corporate commitment to forest protection, see: www.greenpeace.org/international/Global/international/publications/forests/2015/Under-Fire-Eng.pdf 'Indonesia's forest-fire haze', The Economist, 6 November 2015, www.economist.com/blogs/graphicdetail/2015/11/daily-chart-3
- ²⁴ 'Indonesia's forest-fire haze', The Economist, 6 November 2015, www.economist.com/blogs/graphicdetail/2015/11/daily-chart-3
- ²⁵ Indonesia's forest fires: what you need to know, World Economic Forum, 10 March 2016, www.weforum.org/agenda/2016/03/indonesias-forest-fires-what-you-need-to-know/
- ²⁶ Joint letter calling on financial regulators and major banks to prevent repeat Southeast Asia haze crisis in 2016, see: www.ran.org/joint_letter_calling_on_financial_regulators_and_major_banks_to_prevent_repeat_southeast_asia_haze_crisis_in_2016
- ²⁷ 次を参照： Wetlands International, Koalisi Anti Mafia Hutan, Woods & Wayside International, Hutan Kita

Institute, WWF, WALHI, Eyes on the Forest, Auriga, Forest Peoples

Program, Jikalauhari, Elsam, Rainforest Action Network, 2016. Will Asia Pulp and Paper Default on its 'Zero Deforestation' Commitment? 次を参照：

www.ran.org/will_asia_pulp_paper_default_on_its_zero_deforestation_commitment

²⁸ Greenpeace, 2015. Timeline of deforestation by APP and APRIL, http://wwf.panda.org/how_you_can_help/live_green/fsc/save_paper/paper_toolbox/app_april/deforestation/

²⁹ 28,323 hectares of Marubeni controlled plantation, PT Musi Hutan Persada, burned in 2015. 次を参照：WALHI et al, December 2013, 78 % OF Burned Area Inside Forest Concessions In South Sumatra Is In Concessions Of Suppliers To Asia Pulp And Paper (APP), https://d3n8a8pro7v7hmx.cloudfront.net/rainforestactionnetwork/pages/15173/attachments/original/1450207513/S.Sumatra_fires_report_English.pdf?1450207513, PT Musi Hutan Persada FSC森林認証：

<http://info.fsc.org/details.php?id=a0240000005sSAnAA&type=certificate&return=certificate.php>

³⁰ Greenomics, Sumitomo Forestry Group involved in pulping peat forests in Indonesian Borneo, January 2013, www.greenomics.org/docs/Report_201301_Greenomics_Sumitomo%20Forestry's%20Operation.pdf; Peatland loss could emit 2,800 years' worth of carbon in an evolutionary eyeblink: study, CIFOR Blog, 14 January 2015,

<http://blog.cifor.org/26254/indonesia-peatland-forest-carbon-emissions-model?fnl=en>, and Greenpeace, 2015.

³¹ www.borneonews.co.id/berita/26752-banjir-landa-dedapan-desa-di-aruta-diduga-akibat-land-clearing-pt-korintiga

³² Eyes on the Forest, 2011. The Truth behind APP's Greenwash, Investigative Report, see:

http://www.eyesontheforest.or.id/attach/EoF_14Dec11

The truth behind APPs greenwash HR.pdf; Greenpeace International, 2010. How Sinar Mas is Pulping the Planet, see:

www.greenpeace.org/international/Global/international/publications/forests/2010/Sinar-Mas-PulpingThe-Planet.pdf;

RAN & JATAN, 2010. Asia Pulp & Paper's Hidden Emissions: Calculating the Real Carbon Footprint of APP's Paper, see:

http://ran.org/sites/default/files/app_hidden_emissions.pdf;

Uryu et al., (2008), Deforestation, Forest Degradation, Biodiversity Loss and CO2 Emissions in Riau, Sumatra, Indonesia. Jakarta: WWF Indonesia, see:

[http://assets.worldwildlife.org/publications/750/files/original/WWF_Indo_\(27Feb08\)_Riau_](http://assets.worldwildlife.org/publications/750/files/original/WWF_Indo_(27Feb08)_Riau_)

[Deforestation_-_English.pdf?1426774206](http://assets.worldwildlife.org/publications/750/files/original/WWF_Indo_(27Feb08)_Riau_Deforestation_-_English.pdf?1426774206) and Uryu et al. (2010), Sumatra's Forests, their Wildlife and the Climate. Windows in Time: 1985, 1990, 2000 and 2009, Jakarta: WWF Indonesia, see:

http://assets.wwf.or.id/downloads/wwf_indonesia__2010__sumatran_forests_wildlife__climate_report_for_dkn__bappenas.pdf. Regarding forest fire, see:

<http://hutaninstitute.or.id/70-burned-area-inside-forest-cessions-in-south-sumatra-links-to-app/> and Eyes on the Forest (14 October 2015),

www.eyesontheforest.or.id/attach/EoF%20News%20%2814Oct15%29%20NGOs%20call%20on%20APP%20RGE%20to%20start%20restoring%20peat_20151014191001.pdf

³³ 次を参照：

<https://roysianipar.wordpress.com/new-the-real-batak-for-gotten-hero-better-greater-than-sisingamangaraja/>;

www.mongabay.co.id/2015/07/09/tengah-konflik-lahan-pt-mhp-dengan-masyarakat-tim-klhk-dan-walhi-sumsel-malah-dianiaya/;

<http://walhi-sumsel.blogspot.com/2016/03/pernyataan-sikap-negara-kembali-di.html>;

www.cifor.org/lpf/docs/publications/reports/year3/lpf_01_2006.pdf

³⁴ 次を参照：

www.walhi.or.id/seruan-terbuka-menyikapi-kasus-pengurusan-paksa-warga-desa-bumi-makmur-sumatera-selatan.html;

www.walhi.or.id/rumah-dan-lahan-pertanian-petani-digusur-pt-musi-hutan-persada-organisasi-masyarakat-sipil-kiriman-surat-terbuka-kepada-presiden-ri.html

³⁵ 国際協力機構、2014年4月、「Preparatory Survey on West Kalimantan Province Reforestation and Forest Products Processing Project, Indonesia」

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12152229.pdf

³⁶ 次を参照：

<http://pwrionline.com/daerah/wartawan-pwri-kunjungi-desa-batu-ampar-lamandau/>

³⁷ レインフォレスト・アライアンス、2015年、「APP社の森林保全方針(2013)と追加公表声明の適合進捗状況の評価」、

www.rainforest-alliance.org/business/sites/default/files/uploads/4/150205-Rainforest-Alliance-APP-Evaluation-Report-en.pdf. 社会紛争に関連する部分を抜粋して翻訳したものはこちら：

<http://japan.ran.org/wp-content/uploads/2015/03/RA社の評価レポートFeb2015.pdf>

³⁸ FSCコントロール・ウッド森林管理報告書、PT Musi Hutan Persada、

<http://fsc.force.com/servlet/servlet.FileDownload?file=00P3300000eFP6UEAW>

- 39 王子グループ、2014年度木材調達に関する報告書
www.ojiholdings.co.jp/content/files/english/sustainability/partnership/procurement_report_2014.pdf
- 40 次を参照：
www.borneonews.co.id/berita/27271-pembekuan-izin-melumpuhkan-pt-korintiga-hutani;
www.borneonews.co.id/berita/32179-karhutla-satu-perusahaan-dapat-sanksi-kementerian-lhk; Greenpeace 2015
- 41 次を参照：
<http://business-humanrights.org/en/laos-forest-stewards-hip-council-terminates-certification-of-japanese-funded-tree-planting-project>;
www.lpfl.la/index.php/en/2014-01-14-08-36-59/256-fsc
- 42 http://ppid.dephut.go.id/files/siaran_pers/SIPERS_PENANGANAN_PENEGAKAN_HUKUM_KEBAKARAN_HUTAN_DAN_LAHAN_TAHUN_2015_21_Desember_2015.docx
- 43 伊藤忠商事株式会社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、
www2.tse.or.jp/disc/80010/100920151008412053.html
- 44 www.itochu.co.jp/ja/about/mission/pdf/booklet_full_ja.pdf
- 45 www.itochu.co.jp/ja/csr/environment/policy/
- 46 www.itochu.co.jp/ja/csr/social/
- 47 www.itochu.co.jp/ja/csr/itochu/policy/
- 48 www.itochu.co.jp/ja/csr/supply_chain/management/
- 49 アニュアルレポート 2015:
www.itochu.co.jp/ja/ir/doc/annual_report/ (70-75ページを参照); CSRレポート2015、www.itochu.co.jp/ja/csr/report/ (58ページから参照)
- 50 www.itochu.co.jp/ja/csr/supply_chain/products/
- 51 アニュアルレポート 2015:
www.itochu.co.jp/ja/ir/doc/annual_report/、CSRレポート2015、www.itochu.co.jp/ja/csr/report/、HP:
www.itochu.co.jp/ja/csr/#t0/0
- 52 次を参照：
<http://database.globalreporting.org/reports/view/33425>
- 53 www.itochu.co.jp/ja/ir/policy/
- 54 次を参照：CDPへの回答、
www.cdp.net/en-US/Results/Pages/Company-Responses.aspx?company=9530、RSPO年次報告書、
www.rspo.org/file/acop2014b/submissions/fuji%20oil%20group-ACOP2014b.pdf
- 55 丸紅株式会社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、
www2.tse.or.jp/disc/80020/100920160316436556.html
- 56 アニュアルレポート2015、59ページ、
www.marubeni.co.jp/ir/reports/annual_report/。次も参照：
www.marubeni.co.jp/csr/
- 57 コンプライアンス・マニュアル、
www.marubeni.co.jp/company/governance/measure/compliance/manual/
- 58 アニュアルレポート2015、62-63ページ
- 59 アニュアルレポート2015、66-67ページ
- 60 IR情報開示方針、www.marubeni.co.jp/ir/use/policy/
- 61 www.marubeni.co.jp/company/governance/concept/#anc_04
- 62 www.marubeni.co.jp/company/governance/measure/compliance/manual/
- 63 株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、
<http://www2.tse.or.jp/disc/83060/100920150729462703.html>
- 64 www.mufg.jp/profile/philosophy/
- 65 行動規範第2章 社会に対する責任、
www.mufg.jp/profile/governance/ethics/
- 66 リスク管理体制についてMUFGLレポート2015ディスクロージャー誌、46ページ、を参照：www.mufg.jp/ir/risk/
- 67 CSR重点領域、www.mufg.jp/csr/juten/
- 68 次を参照：www.mufg.jp/csr/juten/sustainability
- 69 IR活動の基本方針、www.mufg.jp/english/ir-policy/
- 70 「株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループのコーポレート・ガバナンス、18ページ(英文)、16ページ(日本語) 次を参照：
http://www.mufg.jp/english/profile/governance/structure/pdf/report1511_e.pdf
<http://www.mufg.jp/profile/governance/structure/pdf/report.pdf>
- 71 インターポール/国連環境計画UNEP (2012)、「Green Carbon, Black Trade: A Rapid Response Assessment」,
www.unep.org/pdf/RRALogging_english_scr.pdf
- 72 グローバル・ウィットネス (2016年4月)「違法行為の黙認：日本の自主的制度は違法木材取引を見逃している」、
www.globalwitness.org/en/reports/wilful-ignorance/
- 73 Norges Bank Investment Management's 'Observation and exclusion of companies' list:
www.nbim.no/en/responsibility/exclusion-of-companies/
- 74 'Only commercial banking affected in HSBC's operation review', 11 October 2013, The Borneo Post, see:
<http://www.theborneopost.com/2013/10/11/only-commercial-banking-affected-in-hsbcs-operation-review/>
- 75 グローバル・ウィットネス (2015年12月)「マレーシアの熱帯林破壊と日本：持続可能な2020年オリンピック東京大会へのリスク」、
www.globalwitness.org/en/reports/shinyang/
- 76 Council on Ethics, Norwegian Government Pension Fund Global, Recommendations on exclusion from the investment universe of the Government Pension Fund Global: Ta Ann Berhad Holdings,
www.regjeringen.no/contentassets/f65ed42d67ee49d29ee8d238ff53d61d/ta_ann_eng.pdf
- 77 グローバル・ウィットネス (2015年)
- 78 国連薬物犯罪事務所【UNODC】(2013年) Transnational

Organized Crime in East Asia and the Pacific: A Threat Assessment

⁷⁹ グローバル・ウィットネス (2013年) 「マレーシア・サラワク州の影の中で」、
www.globalwitness.org/en/campaigns/forests/industry-unchecked-jp/

⁸⁰ 株式会社みずほフィナンシャルグループ「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、
<http://www2.tse.or.jp/disc/84110/100920160513489433.html>
<http://www2.tse.or.jp/disc/84110/140120151113446925.pdf>

⁸¹ 『<みずほ>の企業理念』と企業行動規範、
www.mizuho-fg.co.jp/csr/mizuhocsr/management/code.html、コーポレート・ガバナンス体制、
www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/structure.html#stakeholders

⁸² Efforts to reduce impacts are limited to office buildings and internal procurement practices. Carbon accounting only applies to financing for power plants. 次を参照：
www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/activity/index.html

⁸³ CSRの中長期取り組み方針と年度取り組み方針、
www.mizuho-fg.co.jp/english/csr/mizuhocsr/management/focus.html

⁸⁴ CSR推進体制、
www.mizuho-fg.co.jp/csr/mizuhocsr/management/system.html

⁸⁵ CSR、www.mizuho-fg.co.jp/csr/index.html

⁸⁶ ディスクロージャー方針、
www.mizuho-fg.co.jp/investors/ir/policy.html

⁸⁷ 2015年度より「CSRレポート」と「ディスクロージャー誌」が「統合報告書」に統合されました。次を参照：
www.mizuho-fg.co.jp/csr/mizuhocsr/report/index.html

⁸⁸ ディスクロージャー方針

⁸⁹ 王子ホールディングス株式会社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、
<http://www2.tse.or.jp/disc/38610/100920151119450819.html>
<http://www2.tse.or.jp/disc/38610/140120160217416383.pdf>

⁹⁰ 王子グループ企業行動憲章・行動規範、
www.ojiholdings.co.jp/group/policy/conduct.html

⁹¹ 王子グループ行動規範：人権の尊重、王子グループレポート2015、48ページ、
www.ojiholdings.co.jp/content/files/ir/library/annual/2015_all.pdf

⁹² 海外におけるインフラ整備（道路、井戸、トイレなど）の事業を行っている。次を参照：王子グループレポート2015、36ページ

⁹³ 王子グループ環境憲章、

www.ojiholdings.co.jp/sustainability/basic_policy/charter.html

⁹⁴ 王子グループレポート2015、37ページ

⁹⁵ 王子グループ・パートナーシップ調達方針、
www.ojiholdings.co.jp/sustainability/basic_policy/partnership.html

⁹⁶ 木材原料の調達指針、
www.ojiholdings.co.jp/content/files/sustainability/basic_policy/wood.pdf

⁹⁷ 王子グループレポート2015、47-50ページ

⁹⁸ 王子グループレポート2015、36ページ

⁹⁹ 木材原料の調達に関する報告書2014、
www.ojiholdings.co.jp/content/files/english/sustainability/partnership/procurement_report_2014.pdf

¹⁰⁰ 住友林業株式会社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、
<http://www2.tse.or.jp/disc/19110/100920151020420209.html>

¹⁰¹ 住友林業グループ「私たちが大切にしたいこと」、
http://sfc.jp/information/company/keiei_rinen/taisetsu/

¹⁰² 住友林業グループ環境方針、
http://sfc.jp/information/company/keiei_rinen/kankyo_houshin/

¹⁰³ 住友林業グループ調達方針、
http://sfc.jp/information/company/keiei_rinen/mokuzai/

¹⁰⁴ 住友林業グループCSR重要課題、
<http://sfc.jp/information/society/plan/index.html>

¹⁰⁵ 住友林業グループ「私たちが大切にしたいこと」、正々堂々と行動する-3：情報の取扱い、
<http://sfc.jp/information/company/taikei/taisetsu/koudou.html#cont03>

¹⁰⁶ 住友林業グループCSRレポート 2015、55-64、160 - 162ページ、
http://sfc.jp/information/society/pdf/pdf/2015_report.pdf

¹⁰⁷ Brack et al. (2016), Agricultural commodity supply chains: Trade consumption and deforestation, www.chathamhouse.org/sites/files/chathamhouse/publications/research/2016-01-28-agricultural-commodities-brack-glover-wellesley.pdf

¹⁰⁸ AidEnvironment (2015a), Sustainability assessment of Astra Agro Lestari. Commissioned by Forest Heroes, Rainforest Foundation Norway, SumOfUs, KKI Warsi and Yayasan Merah Putih (YMP). 次を参照：
www.aidenvironment.org/media/uploads/documents/Astra_Agro_Lestari_report_ENG_Final-2.pdf

¹⁰⁹ Rainforest Foundation Norway & RAN (2015), A loophole the Size of Indonesia – Indofood: PepsiCo's Indonesian Palm Oil Problem, https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/rainforestactionnetwork/pages/14786/attachments/original/1442970152/RAN_Loophole_The_Size_of_Indonesia.pdf?1442970152,

and AidEnvironment (2015b), Palm oil sustainability assessment of Indofood Agri Resources. Report commissioned by: Rainforest Foundation Norway & Rainforest Action Network, https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/rainforestactionnetwork/pages/14786/attachments/original/1442856231/Full_Report_Palm_Oil_Sustainability_Assessment_of_Indofood_Agri_Resources.pdf?1442856231

¹¹⁰ AidEnvironment, (2016), Letter to RSPO dated March 23rd 2016.

¹¹¹ Greenpeace, (2014), P&G's Dirty Secret, www.greenpeace.de/sites/www.greenpeace.de/files/publications/greenpeace-mediabriefing_dirty_palmoil_feb2014.pdf and RAN, (2015), Conflict Palm Oil in Practice: Exposing KLK's role in forest destruction, land grabbing and child labor. 2015 Status Report and Customer Briefing, https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/rainforestactionnetwork/pages/15177/attachments/original/1450219483/CLK_Customer_brief_2015.pdf?1450219483

¹¹² AidEnvironment (2015a)

¹¹³ AidEnvironment (2015b)

¹¹⁴ Colchester, M, et al., (2015), 'Conflict or Consent?' Chapter 9: Sarawak: IOI-Pelita and the community of Long Teran Kanan, www.forestpeoples.org/topics/palm-oil-rspo/publication/2013/conflict-or-consent-chapter-9-sarawak-ioi-pelita-and-community

¹¹⁵ RAN (2015)

¹¹⁶ International Labor Rights Forum and Sawit Watch (2013), Empty Assurances, pp 9-10, <http://bit.ly/1vXtNce>

¹¹⁷ Finnwatch (2014), The Law of the Jungle: Corporate responsibility of Finnish palm oil purchases. www.finnwatch.org/images/palmoil.pdf

¹¹⁸ RAN (2015)

¹¹⁹ Greenpeace calls for legal action against rogue palm oil producer and trader IOI, Press Release 27th April 2016, www.greenpeace.org/international/en/press/releases/2016/Greenpeace-calls-for-legal-action-against-rogue-palm-oil-producer-and-trader-IOI/

¹²⁰ 株式会社三井住友フィナンシャルグループ「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、<http://www2.tse.or.jp/disc/83160/100920151218472695.html>

¹²¹ SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン、第13条、www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg_guideline.pdf

¹²² SMFG CSRレポート2015、18ページ、www.smfg.co.jp/responsibility/report/pdf/2015/2015csrweb_all.pdf。次も参照：

www.smbc.co.jp/aboutus/responsibility/environment/risk/index.html

¹²³ SMFGにおけるCSR、www.smfg.co.jp/responsibility/smfgcsr/csr.html

¹²⁴ SMFGディスクロージャー・ポリシー、www.smfg.co.jp/investor/policy/

¹²⁵ 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、<http://www2.tse.or.jp/disc/83090/100920151217471349.html>

¹²⁶ 三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）、http://smth.jp/csr/philosophy/csr_policy/index.html
http://www.smth.jp/en/about_us/governance/pdf/150717.pdf

¹²⁷ 三井住友トラスト・グループの人権方針、http://smth.jp/csr/management/human_rights_policy/index.html

¹²⁸ 三井住友トラスト・グループ、マテリアリティの特定と共通価値創造に向けた取り組み、<http://smth.jp/csr/strategy/index.html>

¹²⁹ 三井住友トラスト・グループ、CSRマネジメント、<http://smth.jp/csr/management/index.html>

¹³⁰ 2015 CSRレポート：リスク管理、<http://smth.jp/csr/report/2015/full/16.pdf>

¹³¹ 三井住友トラスト・グループ、マテリアリティの特定と共通価値創造に向けた取り組み

¹³² 次を参照：2015アニュアルレポート、www.smth.jp/en/lr/annual/2014.html、2015 CSRレポート、<http://smth.jp/csr/report/2015.html>

¹³³ 三井住友トラスト・グループ、ディスクロージャーポリシー、<http://smth.jp/disclosurepolicy/index.html>



PHOTO: MRFIZA/SHUTTERSTOCK

Publication Date: June, 2016

 **RAINFOREST
ACTION NETWORK**
レインフォレスト・アクション・ネットワーク

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-23-16第二得丸ビル3階
JAPAN.RAN.org

425 Bush Street, Suite 300 | San Francisco, CA 94108
RAN.org